

## 「学校教育で求められる教員の人権意識」



昨年度に引き続き、弁護士の関哉直人（せきや なおと）先生をお迎えして上記のテーマで事例検討会を実施し、ご指導、ご講評をいただきました。

事例検討会では、「災害時における人権問題」「事件被害者の人権問題」「文化・宗教に関する人権問題」の3つの事例を取り上げ、問題点や改善策をグループごとに議論しました。

グループで検討を行うことで、望ましい指導や支援について様々な切り口から示唆を得られたことは大きな成果となりました。

関哉先生は、参考資料として、「障害のある子どもへの災害時対応の手引き」や、「障害者権利条約」、JDF「パラレルレポート」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」等を使われながら、各事例検討へのご指導、ご講評をしてくださった後、まとめとして次のようなお話しをされました。

『慣習』に人を当てはめるのではなく、人権を尊重しながらルールや偏見を変更したり、取り除いたりしていくことが大切です。児童・生徒に対して話をするときには、『文化を大切にすることは、一人の人を大切にすること』であると伝える良いチャンスと考え、話し合っていたきたいです。『合理的配慮』は障害のある方だけでなく、外国人、LGBT等様々な方に対して通じる考え方です。インクルーシブ教育の延長線上に全てがある、ということを中心に留めて、指導に当たっていただければと思います。」

今回の研修を通して、様々な課題、困難が生じたときにも「一人の人を大切にすること」という信念を忘れない姿勢が大切だと感じました。そのために、偏見の除去やルール変更を行える柔軟な態度や、周囲に働きかけをすることができる力が必要だということを実感しました。

来年度に行われるオリンピック、パラリンピックに向け、様々な国や文化について、学習をする機会がますます増えてきます。関哉先生がおっしゃっていたように、『合理的配慮』は全てに通じる」という観点を踏まえ、児童・生徒が「人を大切にすること」に気付けるような授業づくりにつなげていきたいと考えます。

今後も本研修の成果を生かし、児童・生徒が心健やかに、より良い成長ができるよう教職員一同努めてまいります。